五一三〇　奄美大島　奄美市、鹿児島県大島郡龍郷町　公有

土地：約二一五、〇〇〇平方メートル
建物：約四五〇平方メートル
工作物：水道等
訓練施設として新規提供する。
使用期間：令和八年二月十一日から同年三月九日までの間
一　収用の必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間
二　奄美大島の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

海上演習場関係

◎新規提供

伊勢湾訓練区域

一　区域

次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域

1　北緯三四度四三分〇六秒、東経一三六度四一分〇〇秒
2　北緯三四度三八分四八秒、東経一三六度四六分一二秒
3　北緯三四度三六分四二秒、東経一三六度四三分三六秒
4　北緯三四度四〇分五四秒、東経一三六度三八分二四秒

二　用途

本区域は、海上自衛隊と共同で実施する掃海訓練のために使用される。

三　摘要

本区域を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として、令和八年二月一日から同月十日までの間提供する。この期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

○近畿地方整備局告示第二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月二十二日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
奈良県生駒郡斑鳩町幸前二丁目六番三から同町稲葉西二丁目四二番二まで	前 A	七・〇～一〇・四	四・一二〇	上記A、B、C及びDは、関係図面に表示する区分をいう。
	前 B	二二・九～四五・八	一・一六九	
	前 C	二二・二～八〇・一	四・三八〇	
	前 D	二二・九～五五・三	〇・八一六	
	後 A	七・〇～一〇・四	四・一二〇	
	後 B	二二・九～四五・八	一・一六九	
	後 C	二二・二～八〇・一	四・三八〇	
	後 D	二二・九～五五・三	〇・八一六	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

国会事項

衆議院

報告書受領

一月十六日内閣から次の報告書を受領した。

交通政策基本法第十五条第八項の規定に基づく交通政策基本計画の報告

参議院

報告書受領

一月十六日内閣から、交通政策基本法第十五条第八項の規定に基づく交通政策基本計画の報告を受領した。

人事異動

内閣

○財務大臣臨時代理　国務大臣　上野賢一郎

財務大臣片山さつき海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣に指定する

○防衛大臣臨時代理　同　赤間　二郎（あかま二郎）

防衛大臣小泉進次郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣に指定する　同　上野賢一郎

内閣府特命担当大臣片山さつき海外出張不在中内閣府特命担当大臣（金融）事務代理を命ずる（以上一月十九日）

内閣府

荒見　玲子（深谷　玲子）
市川　晃　伊藤　正次
岩﨑　尚子（山際　尚子）
大橋真由美（山田真由美）
大屋　雄裕　谷口　尚子
辻　琢也　土山希美枝（矢杉希美枝）
牧原　出　御手洗瑞子（留守　瑞子）
山本　隆司　横田　響子（金井　響子）
橘　慶一郎　島尻安伊子
井上　英孝　江島　潔
岸　真紀子　阿部　守一
藏内　勇夫　松井　一實
丸子　善弘　棚野　孝夫
中本　正廣

地方制度調査会委員に任命する（各通）（一月十九日）

法務省

検事　甲元　雅之

令和七年司法試験考査委員に併任する

併任の期間は令和八年三月三十一日までとする

令和七年司法試験予備試験考査委員に併任する

併任の期間は令和八年二月二十八日までとする

令和八年司法試験考査委員に併任する

併任の期間は令和九年三月三十一日までとする

令和八年司法試験予備試験考査委員に併任する

併任の期間は令和九年二月二十八日までとする（一月十九日）

官庁報告

官庁事項

東北地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年一月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月二十二日

東北地方整備局長　西村　拓